

### 3. 地球上の核弾頭全データ

#### [4] 国別詳細(核兵器依存国)

2008年1月

#### 日本

◆平成17年度以降に係る防衛計画の大綱(04年12月10日)

「防衛計画の大綱」は、日本の防衛政策の基本となる文書である。その基本方針の冒頭の節に次の一文がある。「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。」

◆「日米安全保障協議委員会合意文書(05年10月29日)

米軍再編過程の日米協議で「日米同盟一未来のための変革と再編」と題する合意文書を発表した。その中の「役割・任務・能力についての基本的な考え方」の項目において、次のように再確認した。

「米国によって与えられる打撃能力及び核抑止力は、日本の防衛を確保する上において、引き続きいて日本の防衛能力の不可欠な補完要素であり、地域の平和と安全保障に貢献する。」

◆第64節

第64節には、NATOはヨーロッパに戦略以下(sub-strategic)の核兵器

#### NATO 非核兵器国

最新のNATO戦略文書は、99年4月24日、ワシントンDCにおけるNATO首脳会議で採択された「同盟の戦略概念」である。イラク戦争後、見直しの意見もあるが合意はない。

◆第62節

その第62節は米国、英国、フランスの核戦力がNATO全体の抑止力になると次のように述べている。

「同盟国の安全保障に関する最高の保証は、同盟国の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。また、英国及びフランスの独立核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、NATO同盟全体としての抑止と安全保障に貢献する。」

◆第63節

第63節には、同盟国が核抑止力の維持のために参加する必要性、いわゆる核分担(ニュークリア・シェアリング)の義務が記されている。

「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力の領土内配備、及び指揮・統制・協議の取り決めに、ヨーロッパの関係同盟国が広範に参加することが引き続き要求される。」

◆第64節

第64節には、NATOはヨーロッパに戦略以下(sub-strategic)の核兵器

を配備し続けることを言明している。全米科学者連盟(FAS)核情報プロジェクトの調査では、今でも150〜240発の米国の核弾頭が5か国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)の空軍基地に配備されている。

#### オーストラリア

◆「国防白書」

最新のオーストラリアの国防白書は2000年に出された「国防2000—未来の我が国防力」である。それを基礎に、アッブデート2003、同2005、同2007が出されている。これらのアッブデートには核抑止力への言及はない。

「国防2000」は、ANZUS米豪同盟は相互依存ではなく自立を前提とした同盟であると強調した後、例外として米国の核抑止力への依存を次のように謳っている。

「5.15節 この自立の原則には唯一の重要な例外がある。オーストラリアは、オーストラリアに対する核攻撃という極めて少ない可能性を抑止するため、米核戦力によって与えられる拡大抑止力に依存する。」

#### カナダ

◆「北米航空宇宙防衛司令部(NORAD)」協定

カナダと米国が1958年5月12日に署名。06年5月12日に改定された。改訂されたNORADの役割は縮小されたが、米国の核抑止力の一部としての役割は続く。カナダはその抑止力の恩恵にあずかる。新協定の前文に次の認識が書かれている。

「軍備削減協定にもかかわらず、今なお保有核兵器は大量であり、北米大陸を攻撃できる戦略弾道ミサイル、巡航ミサイル、あるいは長距離爆撃機によって運搬できることを認識し、・・・」

#### 韓国

◆米韓安保協議会共同コミュニケ

1968年以来毎年開催される国防長官を長とする「米韓安保協議会」の共同コミュニケで「核の傘」が確認されてきたが、最新の07年11月7日(ワシントン)のものは、次のように表現している。これは、昨年、北朝鮮の核実験を受けて更新されたものと同じ表現である。「ゲイツ国防長官は、韓米相互防衛条約に合致して、米国の核の傘によって提供される拡大抑止力の継続を含めて、固い米国の誓約と韓国への迅速な支援を確約した。」

### 3. 地球上の核弾頭全データ

#### [4] 国別詳細(核兵器依存国)(続き)

データシート

#### C 各国の核・安全保障政策

データシート